

18 監査公表第 15 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 18 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	高 田 保 男
同	竹 本 忠 弘
同	福 田 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第 1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 福岡北九州高速道路公社（事務監査・工事監査）
- (2) 財団法人福岡アジア都市研究所（事務監査）

第 2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 福岡北九州高速道路公社

(1) 団体の概要

- ア 基本財産 1,997 億 3,060 万円（平成 18 年 2 月 28 日現在）
- イ 設立年月日 昭和 46 年 11 月 1 日
- ウ 設立の目的 福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、指定都市高速道路を建設し、総合的かつ効率的に管理することにより、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 福岡市及び北九州市の区域等において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理
 - (イ) 国、地方公共団体又は、西日本高速道路株式会社又は他の道路会社の委託に基づく、前号の指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理
 - (ウ) (ア)に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げる業務に付帯する業務
 - (オ) 国等の委託に基づく、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
- オ 役員及び職員数 役員 7 人、職員 200 人(平成 18 年 4 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち 736 億 9,100 万円(出資率 36.9%)を出資している。

また、事業資金等として733億5,884万円(平成16年度末未償還残高)の貸付を行っているほか、市中銀行借入金等に対する債務保証を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は31人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成16年2月から同18年5月まで

実施期間 平成18年5月10日から同年5月15日まで

(工事監査)対象期間 平成15年10月から同18年3月まで

実施期間 平成18年5月1日から同年6月15日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

競争入札の実施方法について注意を求めるもの

競争入札においてあらかじめ最低制限価格を設けるのは、契約内容の適正な履行等を確保するためであり、設定する場合は業務内容を考慮し合理的なものとする必要がある。しかしながら、福岡高速道路料金収受委託業務の競争入札においては、最低制限価格を設けた結果、平成17年度の「福岡高速道路料金収受委託業務(その3)」の入札において、前年度の落札額をやや下回る額で入札した2業者が、入札額が最低制限価格を下回ったため失格となり、前年度と同規模の業務内容でありながら、契約額が大幅に増額していた。

福岡北九州高速道路公社では、平成18年度から同業務の最低制限価格を撤廃しているが、今後、競争入札においては、経済性の観点を含め適切な事務の遂行に努められたい。

(工事監査)

ア 契約事務について注意を求めるもの

平成16年度「第502工区(的場～樋井川)高架橋舗装新設工事(その1)」
(契約金額3億8,359万6,500円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載し、それを変更するときは、変更内容を書面に記載しなければならないこととなっている。しかし、工事内容が変更になり、特定建設資材廃棄物が発生し記載事項が変更になったにもかかわらず、変更内容を記載した書面がなかった。

今後は、適正な契約事務に努められたい。

(福岡事務所)

イ 設計積算及び契約事務について注意を求めるもの

平成17年度「那の津塗装補修工事(17-2)」
(契約金額1億3,525万500円)

本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において安全費である交通誘導員の単価を誤って積算していたということを理由に、設計変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常的设计変更の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。

今後は、適正な設計積算を図るとともに、適正な契約事務に努められたい。

(福岡事務所)

2 財団法人福岡アジア都市研究所

- (1) 団体の概要
- ア 基本財産 3,000 万円(平成 18 年 2 月 28 日現在)
 - イ 設立年月日 昭和 63 年 8 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日財団法人アジア太平洋センターと統合し、財団法人福岡都市科学研究所より名称変更
 - ウ 設立の目的 都市政策に関する調査研究，知識の普及及び情報の収集，提供並びにこれらに関連する事業を通じ，地域社会の発展に寄与することを目的とする。
 - エ 事業内容 (ア) 都市政策に関する調査研究及び情報の収集，提供に関すること
(イ) 講演会，研究会の開催等都市政策に関する知識の普及に関すること
(ウ) 研究誌等の刊行物の発行に関すること
(エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - オ 役員及び職員数 役員 26 人，職員 15 人（平成 18 年 4 月 1 日現在）
- (2) 福岡市との関係
- 福岡市は，上記基本財産の全額を出資している。また，運営事業費として平成 16 年度に 1 億 8,233 万 7,324 円の負担金を交付するとともに，調査・研究事業の助成として 4,514 万 7,941 円の補助金を交付している。また，日中ビジネス相互交流研修プログラム検討調査等の委託を行い，その委託料総額は平成 16 年度において 571 万 2,000 円となっている。
- なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は 8 人，兼務は 2 人である。
- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間
- (事務監査)対象期間 平成 15 年 1 月から同 18 年 5 月まで
実施期間 平成 18 年 5 月 10 日から同年 5 月 26 日まで
- (4) 監査の結果
- 監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

別表

福岡北九州高速道路公社 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
第 5 0 2 工区 (向新町～樋井川) 高架橋	当初 244,455,750 円	平成 16 年 3 月 31 日から
しゃ音壁 (パネル) 製作工事 (その 3)	変更 231,336,000 円	平成 18 年 2 月 28 日まで
千代上部工耐震補強工事 (15 - 2)	当初 499,065,000 円	平成 15 年 11 月 19 日から
	変更 462,010,500 円	平成 18 年 2 月 25 日まで
第 5 0 4 工区 (橋本～福重) 地質調査	当初 30,975,000 円	平成 17 年 2 月 5 日から
業務 (その 3)	変更 42,483,000 円	平成 17 年 12 月 1 日まで
野多目地区 (5 0 2 工区) 建物等事後	9,870,000 円	平成 17 年 11 月 9 日から
調査 (その 1)		平成 18 年 6 月 6 日まで
交通管制 3 次システム改造工事 (その 3)	当初 102,375,000 円	平成 17 年 3 月 26 日から
	変更 113,337,000 円	平成 18 年 2 月 28 日まで
外 8 件省略		

